

紀北地域森林計画書（案）

（紀北森林計画区）

計画期間 自 2022年（令和4年）4月1日
至 2032年（令和14年）3月31日

（ 年（令和 年） 月変更）

和歌山県

紀北森林計画区

当該地域森林計画の変更は、2025年（令和7年）4月1日にその効力を生ずるものとする。

1 「第1 計画の対象とする森林の区域」の一部を次のとおり変更する。

（単位 面積：h a）

区 分	面 積	備 考	
総 数	62,248	△29ha	
市 町 村 別 内 訳	和歌山市	6,028	△28ha
	海南市	3,884	△0ha
	橋本市	7,134	
	紀の川市	10,368	0ha
	岩出市	1,365	△1ha
	紀美野町	9,680	1ha
	かつらぎ町	9,867	
	九度山町	3,230	△1ha
	高野町	10,692	

備考の数値は、変更前の対象森林面積に対する増減を示す
小数点以下四捨五入のため、0.5ha未満の増減は「0」と表現している

- (注) 1. 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
3. 森林計画図は和歌山県庁、海草振興局、那賀振興局、伊都振興局に備え付け閲覧に供する。

- 18 「第6-6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期」の一部を別表のとおり変更する。

